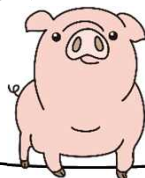


# 衛生だより



令和元年度第49号（2月）発行

北部家畜保健衛生所

東部・北部家畜防疫獣医師会

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1

Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996

**夜間・休日緊急（転送されます）**

(公社)千葉県畜産協会

〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

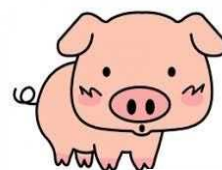
## CSF（豚熱）ワクチン接種時の遵守事項について

千葉県では令和2年2月17日から県内のすべての豚・いのししにCSFワクチンを接種します。CSFワクチン接種については、様々な決まり事がありますので、特に以下の点について注意してください。

### 1 ワクチン接種の進め方

#### ○対象となるのは

- 千葉県内で飼育されている、すべての豚・いのししです（ペットや動物園等の展示動物も含まれます）。



#### ○接種の方法

- 家畜防疫員が、農場で「**初回接種**」「**追加接種**」します。農場の方が、自分で接種することはできません！



- 「初回接種」時には、**哺乳豚※1と出荷間近※2の豚を除き、全頭に接種**します。

※1 接種を除外した哺乳豚は、母豚以外のCSFワクチン接種豚との接触を避けてください。その豚は、次に家畜防疫員が農場に入った時に接種しますので、分かるようにしておいてください。

※2 と畜場法によって、**20日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等は接種しません。**

- 接種手数料は390円/頭です。 ※ただし初回接種は手数料を全額免除

#### ○ワクチン接種効果の確認

- 接種の約1ヵ月後と、以降6ヶ月ごとに、抗体ができているかを確認します。
- 抗体ができている場合は、改めてワクチンを接種します。

#### 【異状時の早期通報と飼養衛生管理基準の徹底】

- 発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等、異状を発見したら直ちに通報してください。
- CSFワクチンを接種した豚であっても、感染を防ぐためには飼養衛生管理基準を遵守することが重要です。接種後も飼養衛生管理基準に従い、「**人・物・車両によるウイルスの持込み防止**」「**野生動物侵入防止対策**」により予防対策を徹底しましょう。

## 2 養豚農家のみなさんをお願いしたいこと！

### ○飼養頭数などの事前の届出

- ・ワクチンの確保や人員を計算するため、接種の前に、家保が、飼養頭数や年間出荷計画等について確認します。飼養頭数や年間出荷計画の変更がある時は、その都度家保に届け出て下さい。

### ○ワクチン接種豚台帳の作成

- ・農場ごとにワクチン接種豚台帳を作成し、誕生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及びCSFワクチンの接種歴を記録してください。

### ○ワクチン接種豚の標識

- ・ワクチンを接種した豚の背中には、家畜防疫員が、赤かピンクのスプレーで「V」を記します。消えかかっている時には、農場でなぞって消えないようにしてください。
- ・と畜場へのお荷などでワクチン接種豚を移動させる時には、背中に「V」が書かれていなければなりません。移動直前になぞるようにしてください。

### ○塗装の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装します。
- ・可能な限り、左右対称な「V」としてください。

○識を付す場所（枠内）



○標識の例



## 3 豚等の接種区域外への移動について

### ○基本的な考え方

- ・ワクチンを接種し始めたら、農場から、生きた豚、採取した精液・受精卵、豚の死体、排せつ物、敷料、家畜飼養器具等は、**接種している区域内にしか**移動・流通できません。ただし、接種区域外であっても、**交差汚染対策が実施されていると畜場や化製場であれば**出荷が可能です。前もって、県が、**相手先の交差汚染対策の事前確認と、出荷時の、農場の豚に異常が無い／運搬物が漏れない／出発前の消毒徹底の確認が必要**ですから、家保に連絡して下さい。

生きた豚の接種区域外の農場への移動、精液や受精卵の非接種区域への流通はできません。排せつ物や敷料を接種区域外に移動したい場合も、**農場の豚に異常が無い／運搬物が漏れない／出発前の消毒徹底の確認が必要**ですので、家保に連絡してください。

### ○ワクチンを接種してない豚を導入した時

- ・ワクチン接種が必要です。家保に連絡し、接種までの間は、他の豚と隔離して、健康に異状がないか観察してください。

豚の様子がおかしいと思ったら…

**北部家畜保健衛生所** Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996  
夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は  
一斉消毒の日